様式第１７号（第17条関係）

　　（縦６センチメートル、横９センチメートル）

(表)

|  |
| --- |
| 身　分　証　明　書第　　　　　号　 写　真縦３cm　横２cm　　　　　　　　　　　　　　　所　属　　　　　　　　　　　　　　　職　名　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　日生八千代町　　上記の者は、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第１７条第２項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。　　　　　　　年　　　月　　　日八千代町長　　　　　 |

(裏)

注　意　事　項

１　この証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

２　立入調査に従事するときは、この証明書を携帯し、立入検査の際、関係人にこれを提示すること。

３　立入調査員でなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還すること。

八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例の抜粋

　（立入調査）

第１７条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、町職員に事業区域に立ち入らせ、太陽光発電設備設置事業の状況を調査させ、事業者に質問させること（以下この条において「立入調査」という。）ができる。

２　立入調査をする町職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、事業者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

３　立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第１５号（第12条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日